

令和2年八千代市農業委員会

第3回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和2年八千代市農業委員会第3回総会議事日程

開催日時	令和2年3月9日(月)午後1時30分～午後2時42分
開催場所	八千代市役所別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第3号, 報告第1号～第3号)
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第2号	農地法第3条の件
議案第3号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員 (13名)

1 立石 猛	2 齋藤 孝一	3 黒崎 玲子
4 小名木 伸雄	5 加茂 太郎	6 將司 実
7 江野澤 隆之	8 浅野 正夫	9 深山 信夫
10 石井 忠徳	11 立石 勝則	12 萩原 直也
14 間野 恵一		

(欠席委員: 13 川嶋 和義)

## ◆出席農地利用最適化推進委員

新型コロナウイルスの感染及び蔓延防止対策により召集なし

## ◆事務局 (4名)

局長 齋藤 万里子	次長 石原 雄二	主査補 青木 重憲
主事 樽見 侑樹		

## ◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>現在、県内における新型コロナウイルス感染の発生状況を踏まえ、今後の感染拡大の防止対策を講じるという観点から、市では、主催のイベントは原則中止及び延期することとなっております。</p> <p>当委員会としましても、委員の感染及び蔓延防止を図るため、本日は農業委員のみの招集としましたことをご承知ください。会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただいても結構です。また、会議時間を可能な限り短縮したいと思っておりますので、委員の皆さんのご理解とご協力をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、出席されております農業委員は13名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和2年八千代市農業委員会第3回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>開会の前に、私から1点報告があります。</p> <p>議案書1ページの議案第1号の2番及び3番については、議案送付後に取下願が提出されましたので、審議の対象から除外します。</p> <p>詳細について、事務局より説明願います。</p> <p><b>【事務局から説明】</b></p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1，議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p><b>【「異議なし」の声あれば】</b></p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>1番 立石猛委員，2番 齋藤委員，両委員をお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2，議案第1号から議案第3号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>

議長	◆日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は，議案第1号より逐次行います。
議長	●議案第1号 農地法第5条の件，県許可分， 1番 申請人の出頭を願います。  【1番 申請人入室】
議長	申請人及び申請代理人の方ですか。
申請人 代理人	はい。 はい。
議長	それぞれお名前をお願いします。
申請人 代理人	極東サービス株式会社の〇〇です。 千葉測量企画株式会社の〇〇です。
議長	申請されました件について，各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	議案朗読（1番） 本件につきましては，3月3日，地区担当の深山委員と3月の現地調査班で調査を行いました。 場所につきましては，案内図1ページをご覧ください。上高野笹堀込の畑2筆で，千葉英和高校の東約500メートルに位置しております。また，土地利用計画図は2ページにございますので，併せてご覧ください。 申請理由につきましては，申請人は，申請地の近隣で都市ごみ，粗大ごみ，焼却灰などに対応したごみクレーンの設計・製作を手掛けており，従業員の人手不足から新規の従業員を募集したところ，数名の募集があり，従業員の居所が必要となったため，従業員用の共同住宅の建設を計画するものでございます。 土地の選定理由につきましては，本社からの距離が650メートルにあり利便性に優れていることや，近隣の農地以外の土地で検討した結果，交渉が不成立となったことから，申請地でなければ転用目的が果たせないため，選定したと

	<p>のことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準につきましては、まず農地区分につきましては、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種農地及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地であります。</p> <p>第2種農地は許可基準について土地の代替性が問われるものでございますが、提出された申請書を確認しましたところ、自己所有地や近隣地において計画施設の条件に適した土地がなく、他の用地では転用目的が達成できないことを確認しております。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、申請目的実現の確実性として転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無につきましては、借受人はおりません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては隣接に農地はありませんが、近隣に迷惑が掛からないよう、工事中には立看板をたて、事故のないよう配慮するとのこと。上水道につきましては、市営水道より給水するとのこと。雨水排水につきましては、開発区域内に浸透施設を設置し、オーバーフロー分を既設のU字溝へ放流し、汚水及び雑排水につきましては、合併処理浄化槽にて処理し、こちらもU字溝へ放流するとのこと。</p> <p>コンクリートブロックやメッシュフェンスにより、隣接地への土砂の流出を防ぐとのことをそれぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p>
	<p>9番 深山委員どうぞ。</p>
深山 委員	<p>9番 深山です。</p> <p>去る3月3日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は草刈りされ、適切に管理されている状態でした。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、計画施設の条件に適した土地がないため、今回の申請について転用は止むを得ないと考えます。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p>

<p>浅野委員</p>	<p>質疑ありませんか。 8番 浅野委員どうぞ。</p> <p>8番 浅野です。 新規の従業員のための共同住宅ということですが、現在、社宅は所有していないのですか。</p>
<p>申請人</p>	<p>現在はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人及び申請代理人は退場してください。</p>
<p>議長</p>	<p>【1番 申請人退室】</p>
<p>議長</p>	<p>議事を進めます。 冒頭でも説明しましたが、申請番号2番及び3番につきましては取下げとなりましたので、審議の対象から除外します。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>

議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第1号については，原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第2号 農地法第3条の件， 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件の申請内容につきましては，土地の売買取得でございます。</p> <p>場所につきましては，案内図5ページをご覧ください。村上持田台の畑で，郷土博物館から北西約330メートルに位置しております。</p> <p>現地調査は3月3日，地区担当の蜂谷推進委員と3月の現地調査班で行いました。</p> <p>申請理由は，農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件につきましては，遊休農地及び貸付地はございません。</p> <p>機械の保有，技術についても永年，農業経営を続けてきた農家でございますので問題ございません。</p> <p>農作業常時従事要件につきましては，従事日数が270日ですので，150日要件を満たしております。</p> <p>下限面積要件につきましては，現在すでに耕作面積が3,870平方メートルですので，30アール要件を満たしております。</p> <p>地域との調和要件につきましては，周辺農地の利用に影響を与える要因は無く，問題はありません。</p> <p>なお，添付すべき必要書類も併せて確認いたしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>14番 間野委員どうぞ。</p>
間野 委員	<p>14番 間野です。</p> <p>去る3月3日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は耕うんされ，適切に管理されておりました。</p> <p>本件については，譲受人が当該農地を取得し，規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても，永年経営を行っている農家世帯ですので，許可について特段問題はないと思います。</p>

	委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	次に、2番については申請人の出頭を求めていますので、申請人は入室してください。
	<b>【2番 申請人入室】</b>
議長	申請人の方ですか。
申請人	はい。
議長	お名前をお願いします。
申請人	〇〇です。
議長	あなたが申請されました件について、各委員の質問にお答えください。事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	<p>議案朗読（2番）</p> <p>本件の申請内容につきましては、土地の売買取得でございます。</p> <p>場所につきましては、案内図6ページをご覧ください。保品南の畑3筆で、少年自然の家から北西約220メートルに位置しております。</p> <p>現地調査は3月3日、地区担当の小名木委員、今井推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>申請理由は、八千代市における新規営農です。</p> <p>申請人は、宮城県において祖母の農地を借り受け、6ヘクタールほどの水田と10アールほどのビニールハウスを管理し、十数年にわたり営農を行っていましたが、首都圏での営農を希望しており、インターネットにおいて申請人の希望に沿った農地付物件を八千代市で発見したため、この度、購入し移住することとなりました。</p> <p>農地の所有権移転を行うためには、農地法第3条の許可申請が必要となるため、今回の申請に至ります。</p> <p>作付け計画につきましては、キュウリ、トマト、ズッキーニ、オクラなどを作付けし、JA八千代市などに卸す予定とのことであり、収支計画、農機具等の確保方法、就農の経緯、今後の営農等についても、営農計画書にて確認しております。</p>



	<p>農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件につきましては、新規就農のため、遊休農地及び貸付地はございません。</p> <p>機械の保有については、トラクターや耕運機などを所有しており、技術につきましても、宮城県において十数年、農業経営を行っていたとのことですので問題なしと考えます。</p> <p>農作業常時従事要件につきましては、従事日数が300日を予定しておりますので、150日要件を満たすことになります。</p> <p>下限面積要件につきましては、現在の耕作面積はありませんが、今回申請分の畑2,273平方メートルと、この後、審議を行う議案第3号の利用権設定による畑1,821平方メートルを合わせますと合計4,094平方メートルになりますので、30アール要件を満たすことになります。</p> <p>地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響を与える要因は無く、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 小名木委員どうぞ。</p>
小名木委員	<p>4番 小名木です。</p> <p>今回新規就農という案件ですけれども、去る3月3日に現地調査を行いました。</p> <p>先ほど事務局から詳細な説明がございましたが、申請人はインターネットでこの場所を見つけて、農業がやりやすい環境であるということで求めたいとするもので、農地と住居を合わせて譲り受けるとのことでした。</p> <p>機械も揃っておりますし、1棟100平方メートル近いパイプハウスを3棟建て、その中で野菜を栽培し、できた物をJAなどに市場出荷していきたいとのこと、農業に対して非常にやる気を感じられましたので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>11番 立石勝則委員どうぞ。</p>
立石勝則委	<p>11番 立石です。</p>

員	話によりますと、宮城県で大々的に農業をやっていたとのことですが、八千代市に来るにあたり、宮城県の農地はどのようにされたのでしょうか。
申請人	田に関しては雇用されるような形で、一人で6町歩作付けをしていました。畑5反歩は農業委員会を通して利用権設定をして、祖母のおじからお借りして、私がちょうどあちらをやめるときに、別のやりたい方が近くにいらっしまったので、半年くらい草刈りや稲刈り作業や畑仕事などをひと通り教えて、今でもほぼ毎日メールや電話でやり取りはしておりますが、その方に任せています。
立石勝則委員	しっかりと準備をされてから来られたということですね。
申請人	はい。引っ越してくるまでに、約1年猶予期間を設けて準備してきましたので、急ぎよ来たわけではありません。
議長	他に質疑ありませんか。 1番 立石猛委員どうぞ。
立石猛委員	1番 立石です。 面積についてですが、生活設計を立てるにあたって、面積が少ないように思います。今後の展開等ありましたらお聞かせください。
申請人	ビニールハウスを坪数でいくと約300坪予定しているのですが、私の場合、坪単価2万円くらいで考えていますので、果菜類二作と葉物類一作で1万5千円から2万円、販売価格だけでも5~600万円。あと露地の畑も家の横にありますし、あと2反歩借りますので、宮城でも長ネギを作ったのですが、こちらのJA八千代市でも共選という形で長ネギ部会というものがあるみたいなので、将来的には2~3反歩長ネギを出荷できたらと思っています。今、長ネギの機械もひと通り持っていますので、パイプハウスで足りない売り上げなりは露地の畑で補っていかうと思っています。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退場してください。</p> <p><b>【2番 申請人退室】</b></p>
議長	<p>議事を進めます。 これより議案第2号について、一括して討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p><b>【「討論なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号について、申請番号2番は議案第3号の利用権設定の対象地について可決することが条件になりますが、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号について、申請番号2番は議案第3号の利用権設定の対象地の可決を条件として、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第3号 農用地利用集積計画審議の件については申請が9件ありますが、申請番号6番から9番は委員が申請に関係しています。議案に係る委員については、農業委員会等に関する法律第31条及び八千代市農業委員会会議規則第20条の規定により、議事に参与することができないとされていることから、申請番号1番から5番の審議・採決を行った後、6番から9番について審議・採決を行います。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号中1番から5番について、審議・採決を行います。 まず、1番につきましては、申請人の出頭を求めていますので、申請人は入室してください。</p> <p><b>【1番 申請人入室】</b></p>

議長	申請人及び農政課の職員の方ですか。
申請人 農政課 職員	はい。 はい。
議長	それぞれお名前をお願いします。
申請人 農政課 職員	株式会社やちよリーダーファーマーズの〇〇です。 農政課の木村です。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明をお願いします。
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>それでは、お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和2年第3回総会議案第3号案内図の1ページをご覧ください。土地利用計画図につきましてはカラー刷りの議案第3号1番土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては、場所は島田桑納道の畑で、やちよ農業交流センターから西約50メートルに位置しております。先月の総会で審議しました、特定農地貸付による市民農園開設案件の残地部分の申請になります。</p> <p>借受人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で、土地利用計画図のと通りの計画があり、体験農園として利用したいとのことでした。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとすることです。</p> <p>申請者は一般法人であるため、参入要件が3つ課されております。</p> <p>解除条件付き契約を結ぶ要件ですが、「農地を適正に利用していないと認められる場合には貸借契約を解除する」という内容が契約書に記されています。</p> <p>地域との調和要件につきましては、体験農園の利用方法が周辺農地の利用に影響がないことを確認しております。</p> <p>常時従事要件につきましては、業務執行役員の1人以上の方が、従事日数300日であり、150日以上の要件を満たしております。</p> <p>なお、土地利用計画図の斜線部分は、先月の総会で審議しました市民農園利用者と、今回審議します体験農園利用者等が共同で利用する共用部分となります。</p>

	説明は以上でございます。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 6番 将司委員どうぞ。
将司委員	6番 将司です。 土地の利用方法について計画図を用いて説明いただけますか。また、市民農園の貸付けや体験農園はどのように体験させるかなど、今後のスケジュールについても教えてください。
申請人	図面で示されておりますように、指定管理を受けて7年目を終えるところですが、その間体験農園としてやってまいりました。毎年同じ方が体験農園で圃場を利用するようになってきたので、自分達で好きなものを栽培できるように、体験農園の一部を市民農園とて開園し、残った土地を収穫体験等の体験農園として実施するという事です。 スケジュールは、4月～3月で考えています。4月から体験の方を始めまして、こちらで企画した葉物、根菜類などの作物を指導しながら作っていただく予定です。
議長	体験農園の利用料はいくらを予定していますか。
申請人	種代や肥料込みで、それから指導が入りますので、4万円を予定しています。ちなみに市民農園は一区画2万円です。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人及び農政課の職員は退場してください。  【1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。

<p>次長 局長</p>	<p>続いて、2番から5番まで事務局より概要の説明を願います。</p> <p>議案朗読（2番） 続きまして、案内図の2ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は保品平台の畑で、少年自然の家から南約180メートルに位置しております。 借受人の申請理由は、使用貸借権の新規設定でございます。 先ほど審議しました議案第2号2番の関連案件となります。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものでございます。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、新規就農者であり遊休農地及び貸付地はございません。 「常時従事要件」につきましては、従事日数は300日を予定しており、150日以上を満たすことになります。 説明は以上でございます。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（3番） 続きまして、案内図の3ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は米本平成の田で、米本支所から西約620メートルに位置しております。 借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定でございます。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものでございます。 賃料は、年間米3俵です。 利用集積計画要件の「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はございません。 「常時従事要件」につきましては、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしております。 説明は以上でございます。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（4番と5番） 続きまして、案内図の4ページ及び5ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は村上持田台の畑外2筆で、郷土博物館からそれぞれ北西約310メートル及び640メートルに位置しております。 4番については、借受人の申請理由は、使用貸借権の新規設定でございます。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものでございます。 5番については、借受人の申請理由は、賃貸借権の新規設定でございます。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものでございます。</p>

	<p>賃料は、1反あたり、10,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はございません。</p> <p>「常時従事要件」につきましては、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>11番 立石勝則委員どうぞ。</p>
立石勝則委員	<p>11番 立石です。</p> <p>4番と5番の借人の方は経営面積が3,800平方メートル程度ですが、どのような農業をされているか把握していますか。</p>
事務局	<p>露地野菜を中心にやっていると聞いております。先ほど農地法第3条の審議で同じ名前の方が出ていたと思いますが、ニンジン、ホウレンソウ等の露地野菜をやりたいとのことでした。</p>
立石勝則委員	<p>年齢はどのくらいの方ですか。</p>
事務局	<p>60歳です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号中1番から5番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p>

	<p>議案第3号中1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって、議案第3号中1番から5番については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号中6番から9番について、審議・採決を行います。</p> <p>それでは、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p><b>【〇〇委員退席】</b></p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（6番から9番）</p> <p>続きまして、案内図の6ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては、場所は上高野白幡の畑11筆で、八千代病院から南約400メートル付近に位置しております。</p> <p>借受人の申請理由は貸借権の再設定で、今回は賃貸借権の設定でございます。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものでございます。</p> <p>賃料は、1反あたり10,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はございません。</p> <p>「常時従事要件」につきましては、従事日数は360日となっており、150日以上を満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p><b>【「質疑なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p>



<p>議長</p>	<p>これより議案第3号中6番から9番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号中6番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号中6番から9番については、原案のとおり決定しました。 〇〇委員、入室願います。</p>
<p>議長</p>	<p>【〇〇委員入室】</p> <p>議事を進めます。 ●報告第1号 会長決裁事項の報告について 農地の転用事実に関する照会の件、 事務局より報告を願います。</p>
<p>次長</p>	<p>報告説明（1番）</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
<p>議長</p>	<p>●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第4条届出書の件、</p>

	事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から4番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、 事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から5番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、3月4日に開催予定でありました第3回総会運営委員会について報告を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの感染及び蔓延防止対策により開催を本日総会後に変更したため、内容につきましては次回の総会で改めて報告することとします。
議長	続きまして、私が2月10日に開催されました、令和元年度八千代市農業振興計画策定検討委員会に出席しましたので報告いたします。

議長	<p>2月10日に市の生涯学習プラザで第3回目の八千代市農業振興計画策定検討委員会が開催されました。</p> <p>この前アンケートを皆さんにもお配りしたところなのですが、そのアンケート結果の報告と、今後どのように進めていくかという話合いがもたれました。</p> <p>まず、アンケートの回収率ですが、市民対し1,500通配布し、有効回答数が485通で回収率が32.5パーセントでした。宛名不完全による返送数が8通ありました。また、農家に充てたアンケートですが、1,061通配布し、有効回答数が320通で、回収率30.4パーセントでありました。</p> <p>10時30分から会議をしたのですが、アンケート調査を外部委託した関係で、その説明が長く、委員さんが集まっている中で話し合いをする時間が少なくてちょっと不満が残りました。私としましては、今後調査を行う場合には説明を簡潔にさせていただいて、せっかく委員が集まっているのだから委員の意見を集約できるような会議にさせていただきたいと要望をしました。</p> <p>以上になりますか、質問ございますか。</p> <p>3番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>3番 黒崎です。</p> <p>今回の会議で今後の方向性というものは見えてきたのでしょうか。アンケートである程度市民や農家の方がどのように考えていることの集約ができてきたと思うのですが、八千代市としては農業をどういう方向にというお話まで進んだのでしょうか。</p>
議長	<p>いえ、そこまでは進みませんでした。</p> <p>やはり10年後20年後の八千代市農業をどのようにするかということで、これから人・農地プランなどもありますから、そのあたりを踏まえて、次回以降農政課と皆さんで話し合っていこうと。次回は7月あたりに開催を予定しているとのことでした。</p>
黒崎委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>会議の資料ご覧になりますか。</p>
黒崎委員	<p>はい。お願いします。</p>
局長	<p>また、皆さんにアンケート調査結果の概要なりが農政課から出たということ</p>

	<p>で、いただけるようでしたら農業委員、推進委員の皆さんにも見ていただく機会を作ることにいたしますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>他に質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p>
議長	<p>次に、2月5日に開催された八千代市谷津・里山保全・活用推進会議に浅野委員が出席されましたので、浅野委員から報告願います。</p>
浅野委員	<p>8番 浅野です。</p> <p>2月5日に会議に出席したのですが、今日はこういう状況ですので次回報告させていただきます。</p>
議長	<p>わかりました。では次回に報告をお願いします。</p>
議長	<p>次に、八千代市農業委員会だより第44号の配付について、広報委員会の浅野委員から説明をお願いします。</p>
浅野委員	<p>続けてすみません。</p> <p>2月7日に第11回の広報委員会が開催されまして、だいが事務局にはお世話になってしまったのですが、皆さんのお手元に配付されている農業委員会だよりができました。</p> <p>こちらの「第44号農業委員会だより」及び「八千代市における農業振興補助金等一覧」というタイトルのリーフレットで1セットになっているものを、委員の皆さんにご協力いただき、農家の皆さんに配付をお願いします。</p> <p>農業委員の皆さんには、担当地区の名簿と、農業委員会だよりが入っている封筒が配付されていますので、同じ担当地区の推進委員の方とご相談のうえ、配付をお願いします。手さげ袋は必ず事務局へ返却してください。</p> <p>名簿は配付する際の記録簿としてご使用ください。なお、名簿に「郵送」または配付の必要がない旨記載されている方につきましては、配付していただく必要はありません。お忙しいとは思いますが、ご協力をお願いします。</p> <p>また、農業委員会だよりは、配付する以外に、事務局のカウンターに設置しますが、農協、農業交流センター及びふるさとステーションにも設置していた</p>

	<p>だく予定ですのでご承知おきください。</p>
議長	<p>ただ今、広報委員会から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、質疑を終わります。</p> <p>各委員におかれましては、農業委員会だよりの配付をお願いします。</p> <p>浅野委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会だよりの配付時期について</li> <li>○農地台帳整備調査に対する謝金について</li> <li>○農業委員会活動記録簿の回収について</li> <li>○議案書及び現地調査結果報告書の回収について</li> <li>○次回の総会について</li> </ul> <p>4月7日（火）午後1時30分から</p> <p>市役所別館2階 第1・第2会議室</p> <p>現地調査：3月30日（月）午後1時15分集合</p> <p>担当委員：立石猛委員，齋藤委員</p>
議長	<p>以上で令和2年第3回総会を閉会します。</p>